

位置づけ変更後の応招義務の考え方について

- 新型コロナウイルス感染症に係る医師等の応招義務については、緊急対応が必要であるか否かなど、個々の事情を総合的に勘案する必要があります
- **その上で、患者が発熱や上気道症状を有している又はコロナにり患している若しくはその疑いがあるということのみを理由に、当該患者の診療を拒否することは、応招義務を定めた医師法（昭和23年法律第201号）第19条第1項及び歯科医師法（昭和23年法律第202号）第19条第1項における診療を拒否する「正当な事由」に該当しないため、**発熱等の症状を有する患者を受け入れるための適切な準備を行うこととし(※)、それでもなお診療が困難な場合には、**少なくとも診療可能な医療機関への受診を適切に勧奨しましょう**



(※) (左) 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第5版
(右) 診療所における効果的な感染対策の好事例の紹介

オンライン診療について

(新型コロナウイルス感染症)



- オンライン診療の実施にあたっては
「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を遵守する必要があります

- **初診から、指針のルールに沿ってオンライン診療を実施することが可能です**
指針のルールに従ったオンライン診療を実施する体制の整備をお願いいたします



厚生労働省 オンライン診療に関する情報

➤ オンライン診療に関するホームページ

- 「オンラインの適切な実施に関する指針」



➤ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえたオンライン診療について

- 「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日事務連絡）



オンライン診療を行う場合の診療報酬

情報通信機器を用いた診療を行い点数を算定する場合は、

施設基準を届け出て、指針に沿った診療を行う必要があります

- 【初診】 ・ 251点（対面の場合288点）
- 【再診】 ・ 再診料 情報通信機器を用いた場合 73点
・ 外来診療料 情報通信機器を用いた場合 73点

- オンライン服薬指導は、「**オンライン服薬指導の実施要領**」に沿って行ってください。

薬局がオンラインによる服薬指導を行う場合の留意事項

- オンライン服薬指導を行う場合は「オンライン服薬指導の実施要領について」（令和4年9月30日付け薬生発0930第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）のルールに従う必要があります。
- 調剤した薬剤を患者宅等へ配送する場合は、「調剤された薬剤の薬局からの配送等について」（令和4年3月31日事務連絡）を踏まえ、患者の了承を得た上で、当該薬剤の品質の保持や患者への確実な授与等がなされる範囲で実施してください。

厚生労働省 薬局・薬剤師に関する情報



- ▶ オンライン服薬指導について
 - 「オンライン服薬指導の実施要領について」
（令和4年9月30日付け薬生発0930第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）
 - 「調剤された薬剤の薬局からの配送等について」
（令和4年3月31日事務連絡）
- ▶ 新型コロナウイルス感染症を踏まえた時限的・特例的な取扱い
 - 「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日事務連絡）

オンラインによる服薬指導を行う場合の調剤報酬

(※) 以下の調剤報酬については、算定要件を満たした場合に算定可能

- ・ 服薬管理指導料（情報通信機器を用いた場合）
- ・ 在宅患者オンライン薬剤管理指導料
- ・ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料